

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例								
主管課	警察本部交通企画課								
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号） 道路交通法（昭和35年法律第105号） 道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）								
<b>【改正の概要】</b> 1 改正の理由 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路交通法施行令が改正されることから、条例の一部を改正する。  2 改定がある手数料									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施</td> <td rowspan="2">講習手数料</td> <td>改正前 (15) 同項第15号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円</td> </tr> <tr> <td>改正後 (15) 同項第15号又は第16号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			事務	名称	金額	40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	改正前 (15) 同項第15号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円	改正後 (15) 同項第15号又は第16号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円
事務	名称	金額							
40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	改正前 (15) 同項第15号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円							
		改正後 (15) 同項第15号又は第16号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円							
施行日	公布の日								
<b>【その他参考事項】</b>									